

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決  
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス [kawahara@kawahara-sr.com](mailto:kawahara@kawahara-sr.com) ホームページ [kawahara-sr.com/](http://kawahara-sr.com/)



## 労基署は、会社や工場の査察の時、ここを見ます !

先日、ある労基署の署長より特別セミナーを受ける機会を得ました。  
そのセミナーの内容の一部をここに紹介します。

労基署としては、5つの観点から会社・工場を査察します。

### 1 5S活動（整理、整頓、清潔、清掃、躰）を励行していますか

### 2 情報の共有化がされていますか

#### ① 安全衛生委員会の開催

根拠条文

安衛法（安全衛生委員会）

第19条 事業者は、第17条(安全委員会の条文)及び前条（衛生委員会の条文）の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。

労働安全衛生規則（委員会の会議）

第23条 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。

#### ② 作業前打ち合わせ

以上の①と②の委員会等が形骸化されていないかを調べる。

### 3 転倒災害・場内交通事故の防止対策を調べます

#### ①通路・物も集積 ②車両通行のエリアの明別・視界確保

#### ①については、労働安全衛生規則（通路）

第540条 事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

以上を根拠条文としています。通路上に物が置いてあるかどうかを見ます。次に、

#### ②については、

第4章 採光及び照明（照度）

第604条 事業者は、労働者を常時就業させる場所の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料を取り扱う作業場、坑内の作業場その他特殊な作業を行なう作業場については、この限りでない。

作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上
粗な作業	70 ルクス以上

(採光及び照明)

第 605 条 事業者は、採光及び照明については、明暗の対照が著しくなく、かつ、まぶしさを生じさせない方法によらなければならない。

2 事業者は、労働者を常時就業させる場所の照明設備について、6 月以内ごとに一回、定期的に、点検しなければならない。

#### 4 ヒューマンエラーの対策がなされているかを見ます。

項目としては、非定常作業時の機械停止の手順と順守の状況を見ます

根拠条文は 107 条と 108 条になります。

(掃除等の場合の運転停止等)

第 107 条 事業者は、機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

(刃部の掃除等の場合の運転停止等)

第 108 条 事業者は、機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又は調整の作業を行うときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の構造上労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。

3 事業者は、運転中の機械の刃部において切粉払いをし、又は切削剤を使用するときは、労働者にブラシその他の適当な用具を使用させなければならない。

4 労働者は、前項の用具の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

#### 5 墜落災害、転落災害の防止対策を徹底していますか

使用頻度の低い中二階ステージ、柵、昇降設備をよく見ます 根拠条文は、

第 519 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、おおい等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

(スレート等の屋根上の危険の防止)

第 524 条 事業者は、スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行なう場合において、踏み抜きにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が 30 センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張る等踏み抜きによる労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(昇降するための設備の設置等)

第 526 条 事業者は、高さ又は深さが 1.5 メートルをこえる箇所で作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備等を設けなければならない。ただし、安全に昇降するための設備等を設けることが作業の性質上著しく困難なときは、この限りでない。